

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日)

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇告示 土地の立入りの通知
- ◇人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十四号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八款の二 農地開発調査局」を「第十八款の二 農地開発局」に改める。

第六条第二項の表中

耕地課	農地開発室・管理係・指導係・調査係
を	
耕地課	農地開発室・管理係・指

導係・換地係・調査係・土地改良係・ほ場整備係・事業係 に改める。

第十二条耕地課の項第九号中「農地開発調査局」を「農地開発局」に改める。

第十八条の表中

鳥取県特別職報酬等審議会	鳥取県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年七月鳥取県条例第五十三号)第二条の規定による議会の議員の報酬の額及び知事の給料の額についての諮問に対する答申に関する事務	人事課
--------------	---	-----

鳥取県特別職報酬等審議会	鳥取県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年七月鳥取県条例第五十三号)第二条の規定による議会の議員の報酬の額及び知事の給料の額についての諮問に対する答申に関する事務	人事課
鳥取県自治研修所運営審議会	鳥取県自治研修所運営審議会設置条例(昭和三十一年三月鳥取県条例第二号)第二条の規定による研修計画、研修所経費の負担等についての審議に関する事務	に改め、

鳥取県自治
 研修所運営
 審議会

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例
 (昭和三十一年三月鳥取県条例第一号)
 第二条の規定による研修計画、研修所経
 費の負担等についての審議に関する事務

を削る。

第七十三条第二項総務課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同項衛生課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 公害対策に関すること。

第一百七条第一項の表の鳥取県鳥取地方農林振興局の項中

振興課

庶務係・企画主幹・農務
 主幹・指導主幹・畜産主
 幹・蚕業主幹・農地主幹

を

振興課

庶務係・企画主幹・農務
 主幹・指導主幹・畜産主
 幹・蚕業主幹

に、

耕地課

管理係・事業係・具営事
 業係

を

耕地課

管理係・事業係・
 具営事業係

調査係

に改め、同表の鳥取県八頭地方農林振興局の項中

耕地課

管理係・事業係

を

耕地課

管理係・事業係・具営事
 業係

に

改め、同表の鳥取県倉吉地方農林振興局及び鳥取県米子地方農林振興局の

項中

振興課

庶務係・企画主幹・農務
 主幹・指導主幹・畜産主
 幹・蚕業主幹・農地主幹

を

振興課

庶務係・企画
 幹・指導主
 主幹・蚕業主

主幹・農務
 主幹・畜産
 幹

に改める。

第四章第五節第十八款の二の款名を「第十八款の二 農地開発局」に改める。

第一百五十二条の二中「農地開発調査局」を「農地開発局」に改め、同条の表中「鳥取県大山農地開発調査局」を「鳥取県大山農地開発局」に改める。

第一百五十二条の三を次のように改める。

(分掌事務)

第一百五十二条の三 農地開発局は、大山山ろく地域における次の各号に掲げる土地改良事務を分掌する。

- 一 総合農地開発事業に関すること。
- 二 広域営農団地農道整備事業に関すること。

第一百五十二条の四中「農地開発調査局」を「農地開発局」に、「及び営農計画係」を「営農計画係及び農道整備係」に改める。

第百五十四条第三号を削る。

附則

この規則は、昭和四十六年五月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一(一) 起業者の名称 建設大臣
- (二) 事業の種類 一級河川千代川水系袋川改修工事
- (三) 立ち入ろうとする土地の区域 岩美郡国府町岡益地内
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和四十六年五月一日から昭和四十七年三月三十一日まで
- 二(一) 起業者の名称 建設大臣
- (二) 事業の種類 一級河川千代川改修工事
- (三) 立ち入ろうとする土地の区域 八頭郡用ケ瀬町大字別府地内
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和四十六年五月一日から昭和四十七年三月三十一日まで

月三十一日まで

三(一) 起業者の名称 建設大臣

(二) 事業の種類 一級河川千代川水系湖山川改修工事

(三) 立ち入ろうとする土地の区域 鳥取市賀露町地内

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十六年五月一日から昭和四十七年三月三十一日まで

四(一) 起業者の名称 建設大臣

(二) 事業の種類 一級河川千代川水系旧袋川改修工事

(三) 立ち入ろうとする土地の区域 鳥取市浜坂地内

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十六年五月一日から昭和四十七年三月三十一日まで

五(一) 起業者の名称 建設大臣

(二) 事業の種類 一級河川千代川水系八東川改修工事

(三) 立ち入ろうとする土地の区域 八頭郡河原町大字片山地内

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十六年五月一日から昭和四十七年三月三十一日まで

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十六号

・管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

境港魚市場

場

長

百分の

十六

を

境港魚市場

場

長

百分の十六

に改める。

附則

この規則は、昭和四十六年五月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年四月三十日

鳥取県人事委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第二十七号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の項中「大山農地開発調査局」を「大山農地開発局」に改める。

附則

この規則は、昭和四十六年五月一日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】